

令和元年度（2019年度） 定期監査結果報告書

1 監査の対象部局

観光部

2 監査の対象

平成31年（2019年）4月1日から令和元年（2019年）9月30日までに執行された財務に関する事務およびその他の事務

3 監査の期間

令和元年11月5日から令和2年（2020年）3月25日まで

4 監査の実施方法および内容

監査に当たっては、監査項目を定め、上記事務が法令等および予算の定めるところにより適正に執行されているか、経済性、効率性および有効性の観点から踏まえて執行されているかなどについて、抽出により、諸帳簿等の関係書類の確認をするとともに、関係職員から説明を聴取し、必要に応じて現地調査を実施するなど、都市監査基準に基づき行った。

なお、各監査項目における主な着眼点は次のとおり。

(1) 予算の執行

- ア 計画的かつ効率的に行われているか。
- イ 会計区分，年度区分および予算科目は適正か。
- ウ 事務処理で法令等に違反するものはないか。

(2) 庶務的事務

- ア 職員の服務に係る手続は適正か。
- イ 金券等の管理および使用ならびに諸帳簿の整備は適正か。

(3) 収入事務（駐車場使用料）

- ア 調定額の算定は適正か。また，計算誤りはないか。
- イ 調定，減免，納入通知等の手続は適正か。

ウ 滞納状況の把握，記録および督促手続等は適切に行われているか。

5 監査の結果

監査の対象とした事務について，監査した限りにおいて，次のとおり検討の余地があると思われた点があった。

(1) 意見

ア 収入事務（駐車場使用料）

元町観光駐車場（立体式）のうち2階部分は，不特定多数の者が使用できる時間貸駐車場とするため，駐車場法（昭和32年法律第106号）第11条に定める技術的基準に適合する範囲で，使用できる台数を39台として供用していたが，平成20年4月に月ぎめ駐車場として供用開始したことにより，これまで駐車場として使用していなかった10台分のスペースも使用できるようになったところ，引き続き39台分を供用している。

過去の実績を鑑みると，月ぎめ駐車場のニーズは高いと思料することから，自主財源の確保に向け，供用台数を見直すなど，施設の有効活用および効率的な運用を検討されたい。